

技能検定合格証書再交付について

○山梨県で交付された方が、技能検定合格証書を紛失又は汚損した場合や氏名の変更があった場合は、
山梨県知事に対し合格証書の再交付申請を行うことができます。

○郵送される場合は「**技能検定合格証書再交付申請書在中**」と朱書きしてください。
申請から交付までは2週間ほどかかります。

● 申請に必要な書類

(1) 技能検定合格証書再交付申請書

※申請書記入上の注意

- ・申請年月日は記入した日としてください。
- ・住所は、アパート名、部屋番号名等も省略することなく記入してください。
- ・氏名は、本人が楷書で記入し、ふりがなをふってください。
- ・生年月日は頭に平成、昭和、大正の別を書いてください。
- ・申請の理由は、合格証書の滅失、若しくは損傷、又は氏名の変更のいずれかの理由を書いてください。
- ・検定職種、等級は必ず記入してください。
- ・交付を受けた年月日、技能士番号（例 第09-1-152-19-0001号）が不明の場合は
産業政策部 産業人材課（055-223-1567）へ連絡のうえ確認を受けてください。

(2) 添付書類について

合格証書の滅失の場合：運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を持参

（郵送される場合は写しを添付してください。）

合格証書の損傷の場合：合格証書原本、運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を持参

（郵送される場合は写しを添付してください。）

氏名の変更の場合：合格証書原本、氏名を変更したことを証する書面（戸籍抄本など）

※当初の合格証書受領時の住所と再交付申請時の住所が異なる場合は、異動が分かる書類（住民票、戸籍の附票など）を添付してください。

(3) 代理人が申請する場合は、上記のほかに委任状と代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）を持参してください。

(4) 郵送による受領を希望する場合は、下記のものを同封してください。

○ 郵便切手530円【合格証書が2級、3級の者】

○ 郵便切手740円【合格証書が特級、1級、単一等級の者】

※ 郵便料金は1枚分のものです。（簡易書留料金350円を含む。）

枚数が増える場合は、事前に産業政策部 産業人材課までお問い合わせください。

(5) その他

- ・手数料（2,000円）について、申請書記載住所に送付される納入通知書により納付してください。
- ・代理人が受領する場合は、代理人の方の印鑑と本人確認ができる書類（運転免許証等）を持参してください。
- ・本人が直接取りにきていただく場合は、印鑑を持参してください。
- ・申請書を郵送される場合は、あらかじめ産業人材課までご連絡をお願いします。